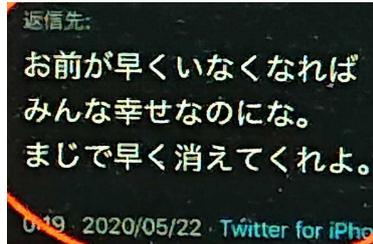


インターネットと「差別」

昨年の5月、女子プロレスラーの木村花さんは出演したテレビ番組をきっかけにネット上で無数の誹謗中傷を受け、自ら命を断ちます。後に花さんの番組での振る舞いは演出だったことがわかりますが、失われた命は戻ってきません。

今や私たちの生活に欠かせないSNSやインターネット。しかし、それは時に人を死に追いやる刃にもなるのです。



木村花さんに届いた書き込み

コロナ禍を奇貨として飛躍的に進みつつある情報化ですが、その中にある他者の“痛み”への「想像力」と「人権意識」は、けっして欠いてはならないはずで

いま、私たちの周りで何が起きているのでしょうか。インターネットと「人権」「差別」の現実について、考えてみたいと思います。

ヘイトスピーチ

川崎市に住む在日コリアン女性Cさんのツイッターに、無数の執拗な書き込みが届くようになったのは2016年のことでした。

「死ねよウジ虫」「ナタを買ってくる。通報するように」「チョン在日は日本で生きる必要などない」

Cさんの小学生の息子への危害を示唆するような書き込みまで行われ、恐怖からCさんは心身共に痛めつけられます。たまりかねたCさんは神奈川県警に告発を行い、この書き込みを行っていた男は神奈川県迷惑防止条例違反で罰金刑に処せられます。

男は毎週末、好きな野球チームや焼酎の話題とともに脅迫ツイートを書き込んでいました。

Cさんの顧問弁護士である師岡康子さんは、こう憤ります。「男は娯楽として差別を楽しんでいた」。

インターネットが普及すると、その匿名性に乗じて差別的な書き込みがネットに溢れるようになりました。

自分が誰か知られることがないと思えば（実は特定できるのですが）差別は暴走します。相手の顔も見えませんから、“痛み”に対する想像力も失われます。

こうして一度タガが外れた「差別」は、やがて現実空間にまで登場するようになりました。

2009年12月、京都朝鮮初級学校（小学校）の校門前に数人の男たちが現れました。男たちは小学1、2年生の教室の前で、「キムチ臭い」「門を開けんかい!」「ウンコ食っとけ」などと大音量で罵声を浴びせはじめました。

子どもたちはどんなに怖かったことでしょう。怯えて泣き出す子が続出しますが、罵声は止みません。男たちの暴挙は約1時間も続きました。



京都朝鮮初級学校事件

許せないのは、彼らが「キムチ臭いねん!」などと言いながら笑って手をたたいていたことです。「娯楽としての差別」の図式はここにも見られました。

さらに彼らはこの襲撃を動画に撮り、それをインターネットにアップしました。すると、それに触発されてヘイトスピーチは全国に拡大したのです。新大久保では定期的にヘイトデモが行われるようになり、大阪や川崎でもヘイトスピーチが続発します。

ネット上の差別が現実空間にも現出したのです。

書き込みを行ったのは「藤沢の男性」

ただこう書くと、こんな声に出会うことがあります。「たしかにヘイトスピーチは問題かもしれない。でも、それは藤沢で起きている問題じゃないだろう」

でも、そうでしょうか。

藤沢にも約600人の韓国・朝鮮籍の市民が住んでいます。日本国籍を持っているけれど、韓国・朝鮮にルーツを持つ方も少なくありません。

その人たちはみな、こう言います。「『死ね』『出て行け』と言う言葉は、藤沢の私たちにも向けられている言葉だ。私たちには他人事ではないのだ。」

そしてもうひとつ、忘れてはならないことがあります。川崎のCさんを脅して罰金刑に処せられた男は、藤沢市に住む当時50歳の無職の男だったのです。

差別ツイートは、藤沢から送られていました。

藤沢市の人権啓発は十分だったのでしょ

差別書き込みを行うのは、この男性ひとりだけだったのでしょうか？

最近藤沢の駅頭でも、ヘイト団体による街宣が複数回確認されています。私たちは当事者意識を持って、「藤沢市の人権課題」としてヘイト問題を直視するべきではないのでしょうか。



藤沢駅で行われた街宣

インターネットと部落差別

関西に暮らすある女性は、交際していた男性の両親から結婚に反対されます。女性の父親が被差別部落の出身者だったからです。男性の両親は司法書士に依頼して、無断で女性と家族の戸籍を取得していました。

別の女性は自分の父親から交際相手との結婚に反対されます。父親はインターネットで相手の男性の住所を調べ、そこが部落だということを知ったのです。

いずれも過去の話ではありません。ここ数年の間に行政に寄せられた結婚差別の一例です。

部落差別と言うと、「まだそんなものがあるのか」「そっとしておけば部落差別はなくなる。寝た子を起こさない方がいい」と言う声によく出会います。

でもそうではありません。部落差別は潜在化しているだけで、「結婚」や「就職」といったときになると、顕在化すると考えるべきでしょう。

2011年には、ある司法書士が偽造した職務上請求書を使い、1万通を超える戸籍謄本や住民票を不正取得していたことが発覚します。その対象は神奈川にも及び、藤沢市でも20件の不正取得があったことがわかっています。違法な身元調査が藤沢でも行われていたのです。しかし、これは氷山の一角でしょう。

この状況は情報化の進展によってさらに加速します。

昨年9月、東京地方裁判所は川崎に事務所を置く「示現社」という出版社が全国の被差別部落の地名を掲載した本を出版しようとしたり、インターネット上に公開したことに対して、それらの行為を「違法」とする判決を下しました。

ですが、一度ネット上に拡散されてしまった情報を消し去ることは容易ではありません。何十年にもわたって積み上げられてきた部落差別撤廃の取り組みが、インターネットを通じていともたやすく破壊されてしまったのです。こうした行為も、いまだに「出自」や「身分」を問題にする人がいるからなのです。



3つの差別解消法

こうした行為は規制できないのでしょうか。

意外に思われるかもしれませんが、日本にはいままで「差別」を規制する法律はありませんでした。そのため、迷惑防止条例違反や、名誉毀損などの民事訴訟で対処するしかなかったのです。

ここに風穴を開けたのは、2016年4月に施行された障害者差別解消法でした。この法律によって、日本にはじめて「差別」を規制する法律が生まれました。

同じ年の5月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が成立します。

これを受けて全国の自治体でもヘイト団体の公共施設の使用などを規制する条例が制定されるようになります。カウンターと呼ばれる市民の抗議行動も広がり、ヘイトは根絶されてはいないものの、大きく制約を受けるようになりました。

また12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が成立します。



この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ（傍点筆者）

「現在も部落差別が存在する」こと、そして「情報化の進展によって部落差別の状況が変化している」ことを国が公式に認めたのです。いわば「寝た子はネットで起こされた」のです。これからの人権政策は、こうした状況をふまえて進められなくてはなりません。

では、情報化の進展をふまえた「部落差別の解消」とはどのようなことでしょうか。近畿大学名誉教授の奥田均さん（部落解放・人権研究所前代表理事）はこう言います。

部落差別の解消とは、部落や部落出身者であることを隠したりわからなくすることではありません。部落で生まれても、部落に本籍があっても、その人が差別されない社会を実現することです。

この「部落」という言葉を、「障害」や「国籍」と置き換えてみてください。すべてに通ずるはずです。

今年は水平社創設から100年です。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と発した水平社宣言に学びながら、差別のない「共に生きるまち」をめざしましょう。